

令和 6 年度
財務監査(定期)結果報告書
第 1 回

上 田 市 監 査 委 員

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和 6 年度第 1 回の財務監査(定期)を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

なお、同条第14項の規定により、本監査結果に基づき、又は本監査結果を参考として措置を講じたときは、その内容を通知してください。

令和 6 年 11 月 21 日

上田市監査委員 東 方 久 男

同 土 屋 勝 浩

(公印省略)

目 次

第1 監査の概要	4
1 監査の目的	
2 対象年度	
3 対象機関及び実施期間	
4 実施状況	
第2 監査結果	5
1 監査結果	
2 指導事項	6
No.1 普通財産土地建物の台帳管理について（財産活用課）	
No.2 居住者不在となった市営住宅の後利用促進について（住宅政策課 ほか）	
No.3 選挙用器具保管庫の建替えと集約化について（選挙管理委員会事務局）	
No.4 諸団体事務について（観光シティプロモーション課）	7
No.5 鹿教湯温泉宿泊客増加の取組について（丸子産業観光課）	
No.6 施設の環境改善、安全対策に向けた財源確保等について（学校教育課 ほか）	8
No.7 放課後児童施設の更新等について（学校教育課）	
No.8 物品等の適正な管理について（神科小学校）	9
No.9 学校施設設備の適正な維持管理と不用物品等の処分等について （第六中学校 ほか）	
No.10 収蔵品の管理等について（市立博物館）	
No.11 学校施設・設備の適正な維持管理について（神科小学校 ほか）	10
No.12 会計伝票処理における不備率軽減の取組について（8 組織）	11
3 検討事項	12
No.1 会計伝票処理の電子化について（会計課）	
No.2 システムを活用した収蔵品の管理について（上田市立美術館）	
No.3 土地利用の推進と管理について（財産活用課 ほか）	13
No.4 校舎の改築について（神科小学校 ほか）	
第3 意見	14
1 評価事項	
No.1 電子入札システムの推進と公共工事の品質確保に向けた取組について （契約検査課）	
No.2 有害鳥獣駆除対策の取組について（森林整備課）	15
No.3 物品等の適正な管理について（第六中学校）	
（別表）監査実施機関一覧	16

令和 6 年度 財務監査（定期）の結果報告（第 1 回）

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに上田市監査委員監査基準に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則^{のつと}って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和 5 年度の執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

上田市の全部局について、令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月までの実施計画期間中、令和 6 年 4 月 18 日から令和 6 年 11 月 5 日までの間を第 1 回として実施しました。令和 6 年 2 月 27 日に実施した出先監査と、協議中も含めて実施済み機関の一覧は、別表（P16）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関のうち、第 1 回として 33 機関（特会等除く）については実地監査を、35 機関については書面監査をそれぞれ実施しました。

(2) 監査の方法

上田市監査基準に従い、次の方法により、また、関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 実地監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

イ 書面監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項はありませんでしたが、指導事項が12件、検討事項が4件ありました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文章により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文章により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

実施年度	指摘事項	指導事項	検討事項	合計
令和6年度 (第1回)	0	12	4	16

【監査結果の区分】

指摘事項 : 明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項 : 指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項 : 制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 指導事項

No.	指 導 事 項	機関名
1	普通財産土地建物の台帳管理について 昨年度、普通財産の土地・建物調において、今後の方向性、課題などの記載を所在地別に求めたところ、空白で記載の無い土地建物が多くあり、指導事項としましたが、今年度は記載されました。このうち土地について追加資料を求めたところ、所在地ごとの現況が航空写真で見える化されており、管理レベルが着実に向上してきたことを評価します。 こうした成果を踏まえて、例えば、市民プラザ・ゆう敷地や道路敷地等は普通財産から行政財産に変更する等、実態を反映した「財産に関する調書」となることを求めます。 このほか、普通財産土地について土地調との照合を実施されて、3件について削除または訂正した結果、5,454.39㎡減少することとなり、「財産に関する調書」の普通財産土地決算年度末現在高に反映されました。正確な台帳整備が進行しており、「公有財産管理」のデジタル化に向けて次のステップに向かわれることを期待します。	財産活用課
2	居住者不在となった市営住宅の後利用促進について 昭和24年から昭和49年にかけて建設され、現在、居住者不在の市営住宅のうち、建物解体を経て、後利用が見込めるものが、所管である住宅政策課の調査結果によると4団地9棟12戸ありますが、解体費用が予算化されず、庁内の横断的な情報交換ができていないことから、後利用が進んでおりません。 契約方法の見直しにより、住戸を解体せず、建物を含めた払い下げが可能となったことから、計画的解体と後利用促進に取り組んでください。	住宅政策課 財産活用課
3	選挙用器具保管庫の建替えと集約化について 選挙用器具保管庫は昭和27年（築72年）に建設され、耐用年数15年を57年超過しています。所管部署によると「老朽化が進み、雨漏りや地震による倒壊の恐れがある。」とし、早期の建替が必要です。 また、同保管庫の他にも選挙用物品が保管され、分散しており物品管理や効率的な事務執行に関し課題があります。 選挙用物品の適正管理のため早期に保管庫の建替を行い、その際、保管庫の集約化を検討してください。	選挙管理委員会事務局

No.	指 導 事 項	機関名
4	諸団体事務について 5 団体の事務に従事し、それぞれに補助金・負担金等を支出していますが、このうち新幹線上田駅観光案内所運営委員会では、令和5年度決算状況によると、上田市からのR5財政援助額7,563,000円、令和6年度への繰越金が7,706,200円で繰越比率が102%と高い比率となっています。 当初の予定では案内所の大規模改修を予定していたため、繰越比率が高くなってしまったことは理解できますが、令和6年度にその計画も中止になったと伺いました。今後は過度な繰越金が生じないように、予算書作成の段階から事業の見直し等を行ってください。また、団体を構成する市町村のあり方や負担割合の見直しを行う等、運営のあり方自体も検討してください。 加えて、観光案内所の対面案内という強みを生かして、ニーズ調査等の情報収集を行い、観光振興へ寄与するような取組となることを期待します。	観光シティ プロモーション課
5	鹿教湯温泉宿泊客増加の取組について 監査調書1「諸団体事務への従事状況」によれば、「鹿教湯温泉100年ブランド創造プロジェクト」(団体名)について、従事する正規職員(4人)、会計事務の関与(無)、上田市からの財政援助額(0円)、団体の決算状況(0円)、通帳保管(無)とされ、前年度も同様です。 令和5年度の鹿教湯温泉宿泊客数は、96,420人で20万人を超えた平成14年以前と比較して、大幅な減少となっています。旅館数も17軒で14軒減少しています。公の施設であるクアハウスかけゆ及び鹿月荘は、今年度閉館予定で、民間活用を含めた後利用が課題です。 伝統ある温泉と自然環境を生かし、例えば鹿教湯病院とホテル・旅館が連携した長期滞在型の宿泊プランなどを内外から募集することや、実行にあたっては観光協会やまちづくり団体、大学等関係機関と連携するなど、団体名にふさわしい長期的視点に立った宿泊客増加の取組を支援してください。	丸子産業 観光課

No.	指 導 事 項	機 関 名
6	施設の環境改善、安全対策に向けた財源確保等について 学校現場の視察を通じて、明らかな危険箇所が随所で見受けられました。 老朽化した施設において、予算等の制約から修繕ができない、あるいは改築等が進まない事例がほとんどですが、特に学校関係施設は現状に対する予算との乖離が際立っています。児童・生徒の成長を考えると待ったなしの課題であり、危険と認識しながら放置することは誰もが意図していないところです。 「優先順位をつけて実施する」では一向に改善が進まない現状を打開するために、積極的な財源確保、有効な制度の活用等を求めます。 国は令和 6 年度普通交付税の算定項目として「こども子育て費」を創設するなどして、地方自治体によるこども子育て政策の充実を促しています。地方自治体を実施する子育て関連施設の施設整備については、子育て施設の機能強化や環境改善を対象とした「こども・子育て支援事業債」が新設されました。ただし、令和 10 年までの時限措置です。機を逃さず集中的に施策を展開し、子ども子育て支援の充実を図ってください。 また、行政だけでなく、学校・学区単位で地域の協力を得ながらクラウドファンディング等により特別な基金を設けるなど財源確保等の検討も必要です。 総力を挙げて、学校関係施設における環境改善、安全対策に向けた取組について、早期に検討してください。	学校教育課 教育施設整備室
7	放課後児童施設の更新等について 平成 6 年 4 月に開設された神科児童センターは、令和 4 年度の年間利用児童数が 1 万人を超え、児童館では市内最大の利用児童数となっています。 開設してから 30 年経過し、夏の気温上昇により日中の遊戯室利用が難しくなっていることと、施設の外壁劣化による雨漏りが新たな課題と伺いました。空調機の設置や雨漏り防止措置が実行されるよう対応してください。 また、学童保育所どんぐりは、神科小学校敷地内の「どんぐり」と、小学校から国道を挟んだ住宅地に分室「ころころ」が設置されている状況です。 分室は学校から離れていること、また駐車場について借用できる期間が確定的でないこと等から「どんぐり」との併設が求められていると伺いました。 さらに利用希望者が増加傾向であることから、分室の統合等を検討してください。	学校教育課

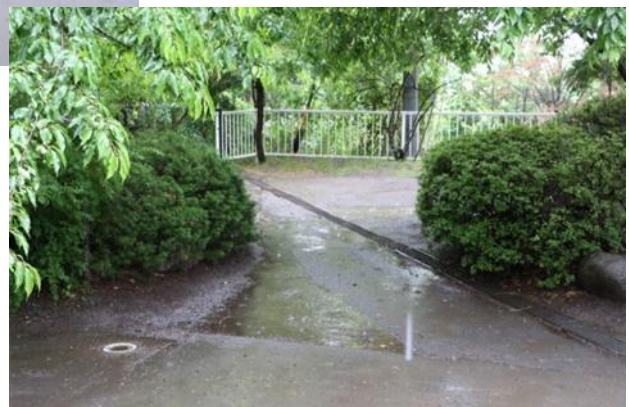
No.	指 導 事 項	機関名
8	物品等の適正な管理について 体育館ステージ横の器具庫を視察したところ、備品表示標（指定シール）の貼付がされていない備品がありました。 このうち卒業生寄贈品等の使用中の備品はシールを貼付してください。シールの貼付が無くて使用されていない廃棄予定の備品は所定の手続を経て処分してください。	上田市立 神科小学 校
9	学校施設設備の適正な維持管理と不用物品等の処分等について 現地視察したところ、施設設備の老朽化・経年劣化が目立ちました。北校舎3階会議室は、エアコンが壊れており、冬はストーブがありますが夏は暑さのため、使用できません。同男子トイレは便器破損、体育館男子トイレはドアの破損と排管の劣化等による汚臭の発生で使用面だけでなく環境面でも問題があります。その他にも渡り廊下のすのこ板、生徒更衣室の壁紙の破損や生徒昇降口前のタイルの凸凹など、環境面や事故防止の観点等から、できるところから改善してください。 また、不要となった体育マットやストーブなどの物品等の有償処分を進めてください。 なお、評価事項としてNo.3「物品等の適正な管理について」（P15）に記載しましたが、寄贈物品についても同様の管理が必要です。	上田市立 第六中学 校 学校教育 課 教育施設 整備室
10	収蔵品の管理等について 市立博物館は収蔵資料146,740点と伺いました。このうち重要度に応じて可能な範囲で資料とデータを照合し、その結果を職場内で情報共有してください。 館内に展示中の資料や2階の収蔵庫内は空調設備が無く、保存に適切とはいえません。収蔵品に対応した空調設備等館内の内部造作が求められます。その際は、学びの場であるスペースの確保やバリアフリー化も必要です。 また、2階の収蔵庫内は収蔵品が積み重なっている状態で限界です。ほかの収蔵庫へ移す等、収蔵場所の確保に努めるとともに、資料の整理整頓を行ってください。収蔵品のうち民族資料については街中で観覧に供する等工夫されることも期待します。令和5年度の観覧者数は66,491人と多くの方々が観覧されていることから優先して取り組む必要があります。	市立博物 館

No.	指 導 事 項	機 関 名
11	学校施設・設備の適正な維持管理について 建物の老朽化等に伴い、以下の項目が確認されました。 ・雨漏り及び雨漏りによる廊下の滑り . . . ① (写真あり) ・昇降口、玄関等に雨水が溜まる . . . ② (〃) ・積年の詰まりによる雨どいの機能不全 ・廊下の亀裂による床面の盛り上がり ・トイレの洋式化の遅れ (児童数に対して洋式トイレが足りていない) ・理科室に空調機がない ・小プール床面塗装の剥がれによるケガの危険性 等 児童が安心できる学習環境の確保、事故防止等の視点から早急に修繕等の対応を行ってください。 同様の問題に頭を抱えている学校が多くあります。計画的かつ効率的な修繕が行えるよう「総合管理業務委託」等の手法も検討してください。	上田市立 神科小学 校 学校教育 課 教育施設 整備室
	① 雨漏り   ①-1 雨漏りによる廊下の滑り  	

② 昇降口、玄関等に雨水が溜まる



水位は
子どもたちの足首を
超える 6 cm 程に！



No.	指 導 事 項	機関名
12	会計伝票処理における不備率軽減の取組について 令和 5 年度の支払命令書について、「不備率が 10%を超え、かつ不備数が 5 件以上」の課等の組織は、定例監査等基本調書（調書 9）のリスク評価シートに記載してチェックシートを活用する等、不備率軽減の取組を行ってください。（参照 P12 検討事項：No.1「会計伝票処理の電子化について」） 対象は、次の 8 組織です。 危機管理防災課、収納管理課、農地整備課、上田市立美術館、住宅政策課、豊殿地域自治センター、丸子地域教育事務所、武石地域教育事務所	8 組織

3 検討事項

No.	検 討 事 項	機関名
1	会計伝票処理の電子化について 令和 5 年度の支払命令書について、請求書の記載漏れや日付の記入誤り、押印漏れ等の不備が、5 月は 5.2%、9 月は 4.0%、1 月が 2.8%で、3 か月の支払件数 13,317 件のうち不備数が 525 件で 3.9%の不備率となっています。 不備率が 10%を超え、かつ不備数が 5 件以上の組織（P11 指導事項：No. 12 に記載した 8 組織）を対象に、リスク評価シートに記載してチェックシートを活用する等、不備率軽減の取組を行う指導をされたい。 特に、5 年間の不備率比較では減少傾向が見られるものの、例年 5 月は 5%前後の不備が発生しており、会計事務担当者の交代時に発生リスクが高いことから、上記の防止取組等を徹底されたい。 不備数を年間に換算すると 2,000 件以上が推定され、担当課に伝票を返戻し、修正後に処理するタイムロス膨大です。組織内での内部統制の継続的改善を実行することで、ICT 統制としての会計伝票処理の電子化が容易となり、統制機能を付加することで、見落としや確認ミスなどの人為的ミスが解消され、タイムロスが大幅に改善されることから、導入を検討してください。	会計課
2	システムを活用した収蔵品の管理について 上田市立美術館は平成 26 年 10 月の開館以来、「人にやさしい夢と未来を紡ぐ創造都市うえだ」の実現を基本理念として子どもアトリエなどの育成事業や交流事業等を展開しています。現在、収蔵品の管理は書類や個別の電子データに依っていますが、次のとおり、多様な課題を抱えています。 (1) 一元的に管理できるシステムの導入について 資料のデジタル・アーカイブ化及びシステムを介した各博物館の連携強化等の事業推進にとって必要であり、開館時 5,810 点であった収蔵品が現在 6,897 点と 1,087 点増加していることからシステム導入は急務といえます。 (2) 収蔵品の管理・照合について 美術品は市民の尊い財産であり、毎年度に台帳との照合が必要ですが実施されていません。システム化が遅れ、バーコード読み取り等迅速に照合できない現状では、無理であることは理解できます。現在、入退室管理を厳格に実施されていることから容認できますが、システムの導入に併せて検討してください。 (3) 固定資産台帳との連携について 令和 4 年度上田市の財務書類によれば美術品は 300 万円以上のものを資産計上しています。しかし、補助簿である固定資産台帳には取得価額が 1 円の美術品が数点計上されています。財政課に削除を要請してください。	上田市立美術館

No.	検 討 事 項	機関名
3	土地利用の推進と管理について	
	昨年度、市の土地利用を総合的に検討、調整し、土地利用の推進を図ることを目的とした「土地利用検討会議」が再開され、庁内横断的に利活用方針を協議する場が設けられましたが、中長期視点に立った土地利用推進政策や普通財産土地の効果的・効率的管理に向け、一層の推進が求められます。監査の過程で把握した主な課題は以下のとおりです。 ① 合併以来、丸子・真田・武石地域自治センター所管の普通財産土地について統一されていないこと。 ② 菅平の観光資源として活用されている広大な普通財産土地の維持管理や利活用について財産活用課が担当しており、真田地域自治センター等の関与が求められること。 ③ 居住者不在となった市営住宅の解体を含めた後利用の推進が進んでいないこと。 ④ 使用されなくなった普通財産建物敷地のため、利用が停滞している土地が存在すること。 ⑤ 土地開発公社や土地開発基金の長期保有土地を含めた一元管理と利用推進が求められること。 これまでも、関係課を交えた物件ごとの個別具体的な検討や土地の一元化に向けた取組が進められているところですが、こうした課題に更に対応するため、「公有財産管理」のデジタル化を推進することと同時に、利用推進を担う部署の設置と利用を希望する市民や事業者を巻き込んだ広報・現地案内、提案制度等の検討を求めます。	財産活用課 政策企画課
4	校舎の改築について	
	神科小学校の中校舎及び南校舎は昭和43年と翌年に建設されて56年余経過し、耐用年数47年に対して償却済みとなっています。北校舎は昭和53年に建設されて46年経過し、2年で耐用年数を迎えます。 先に、維持管理を前提とした、No.11「学校施設・設備の適正な維持管理について」(P10・11)指導事項としましたが、児童・教職員に対する老朽化の激しい施設環境の現状や営繕要望箇所の先送りを考慮すると改築が必要です。 上田市学校施設長寿命化計画(令和3年3月策定)によると、劣化状況評価は健全度100点満点に対し、中・南校舎が24点で外壁・電気機械設備がABCD評価のD評価となっています。長寿命化の実施計画によると、優先度の高いものから順次実施するとしており、具体的な改築年度が示されないことから事実上先送りとなっています。 現状を広く広報して篤志寄付や学校債等の改築資金のあり方を含め、早期の検討を求めます。	上田市立神科小学校 学校教育課 教育施設整備室

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、第2回報告でまとめて掲載する予定です。

各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、著しい事業の前進がみられたものや、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を評価事項として掲載しましたので、参考にしてください。

1 評価事項

No.	評 価 事 項	機関名
1	電子入札システムの推進と公共工事の品質確保に向けた取組について	
	長野県市町村電子入札システムの実施件数について、令和4年度は29件、令和5年度では76件増の105件まで拡大しました。手法として、指名競争入札から一般競争入札へと対象事業を拡大するとともに、対象事業者を段階的に広げていくなど、安定した運用に努めながら推進してきたことを評価します。 また、県の共同受付に参加することで、3年に1度の入札参加資格申請時における地域の建設業者の負担軽減にもつながります。これにより、市単独でのシステム導入等のコスト削減が図れるだけでなく、導入に併せて基準の見直しを行うなど、今後の入札業務に関するデジタル化の推進が期待されます。 その他、高額な工事施工伺の金額欄へは「1円」と記入させて、開札前日まで入札担当課における予定価格の漏洩防止を図るなど、リスク管理も徹底していました。 工事検査については、令和5年度から契約検査課で検査を行う対象事業を200万円以上から500万円以上に引き上げ、よりリスクの高い事業に重点的に注力するとともに、若手技術職員のために工事担当課合同会議・研修会等を開催するなど、各担当課における工事監督員の技術力向上を図りました。 建設現場を取り巻く社会情勢の変化に丁寧に向き合い対応する姿勢を高く評価します。	契約検査課

No.	評 価 事 項	機 関 名
2	有害鳥獣駆除対策の取組について 有害鳥獣駆除対策において、従事者の作業軽減を図るため、LPWA（Low Power Wide Area＝低消費電力・長距離伝送が可能な無線通信技術の略称で、数 km～数十 km の長距離伝送が可能）回線を使用し、獣類が罠にかかり、センサーが反応すると捕獲従事者へメールが配信される罠センサーを導入した結果、従前と比べ、罠の見回りが7分の1程度にまで軽減されました。具体的には、おおむね1週間あたり7時間要した見回り業務が1時間に短縮されました。業務の効率的遂行という内部統制の目的が顕現した事例であり、評価します。	森林整備課
3	物品等の適正な管理について 現地視察したところ備品台帳一覧表が所属別に作成され、毎年、所管物品点検表に物品との突合と決裁権者による確認印があることから、物品の事務処理は財務規則に準拠していることが確認できました。 また記号、番号、上田市だけ記載された指定シールの他に、学校名、品名、購入月日、購入先、備品番号が記載されたシールを別途に貼付しており、指定シールを補完していることも確認できました。 物品等の適正な管理に取り組んでいることを評価できます。	上田市立第六中学校

(別表) 監査実施機関一覧

1 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
第六中学校	令和6年 2月 27日
神科小学校	令和6年 6月 20日
高齢者介護課	令和6年 7月 9日
介護特会 ※	
障がい者支援課	令和6年 7月 9日
福祉課 ●	令和6年 7月 9日
学校教育課	令和6年 7月 11日
契約検査課	令和6年 7月 11日
住宅政策課	令和6年 7月 18日
財産活用課	令和6年 7月 18日
土地特会 ※	
収納管理課	令和6年 7月 30日
債権管理室	令和6年 7月 30日
財政課 ●	令和6年 8月 6日
上田市立美術館	令和6年 8月 22日
丸子・武石上下水道課	令和6年 10月 3日
丸子産業観光課	令和6年 10月 3日

監査実施機関名	監査年月日
農業政策課	令和6年 10月 8日
森林整備課	令和6年 10月 8日
政策企画課 ●	令和6年 10月 10日
商工課 ●	令和6年 10月 10日
市立博物館	令和6年 10月 10日
信濃国分寺資料館	令和6年 10月 17日
下水道課	令和6年 10月 17日
上水道課	令和6年 10月 17日
真田産業観光課	令和6年 10月 29日
真田地域振興課 ●	令和6年 10月 29日
経営管理課 ●	令和6年 10月 29日
丸子郷土博物館	令和6年 10月 31日
公文書館（総務課）	令和6年 10月 31日
丸子地域振興課 ●	令和6年 10月 31日
丸子地域教育事務所	令和6年 10月 31日
都市計画課	令和6年 11月 5日
スポーツ推進課	令和6年 11月 5日
文化政策課 ●	令和6年 11月 5日

(注)

● 印箇所は部局の主管課監査に合わせて部長等に同席を求めて実施した機関を表します。

※ 印箇所は機関の監査時に特別会計及び出先機関等を合わせて実施したことを表します。

本一覧は、協議中の機関も含みます。

2 書面監査

監査実施機関名
秘書課
危機管理防災課
櫓復元推進室
学園都市推進室
広報課
D X推進課
税務課
点字図書館
選挙管理委員会事務局
議会事務局
公平委員会

監査実施機関名
上下水道基盤強化対策室
(水道) サービス課
浄水管理センター
地域雇用推進課
農地整備課
丸子地域農地整備事務所
真田地域農地整備事務所
武石地域農地整備事務所
農業委員会事務局
丸子市民サービス課
真田市民サービス課
会計課

監査実施機関名
国民スポーツ大会準備室
上田文化会館
丸子文化会館
観光シティプロモーション課
交流文化芸術センター
上田城跡整備室
交通政策課
建築指導課
建築課
丸子地域建設課
真田地域建設課
武石地域建設課